証券コード　2762
平成29年９月６日

株　主　各　位

東京都中央区新川一丁目10番14号
株式会社三光マーケティングフーズ
代表取締役社長　平　林　隆　広

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第41期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年９月20日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年９月21日（木曜日）午前10時（受付開始午前９時）
2. **場　　所**　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
　ハイアットリージェンシー東京　地下１階
　「センチュリールーム」（末尾のご案内図をご覧ください）
3. **目的事項**
　報告事項　第41期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）
　事業報告および計算書類報告の件
　決議事項　**第１号議案**　剰余金処分の件
　第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し、１個とさせていただきます。
◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、本株主総会招集ご通知への記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.sankofoods.com/）に掲載しております。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.sankofoods.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

1. 会 社 の 現 況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度（平成28年７月１日～平成29年６月30日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、企業収益の持続的な改善も見られ、緩やかな回復基調が続いております。

外食業界におきましては、食に対する価値観やニーズが質的に変化し、消費形態が多様化する中、当該市場への新たな参入者が登場しており、「業種・業態の垣根のない新たな競争環境」が生まれてきています。また、「原材料価格の高止まり」「物流費の上昇」「人材採用難」「人件費の上昇」等が、大きな経営圧迫要因になっており、経営環境はますます厳しさを増しております。

このようなかつてない経営環境の変化に直面している中、当社は、“今まで”の事業認識ややり方にとらわれず、“今から”を見据えて、業種・業態を質的・構造的に進化させること、そして、慣れ親しんできた仕事のやり方・働き方を変えることが必須かつ喫緊の課題であると認識しております。

この認識のもと、当社は、店舗主導型経営への変革に踏み出す新たな一歩として、本年１月に本社移転を実施いたしました。この本社移転を機に、風通しの良い活発な組織風土を醸成することを目的として、壁やパーティションのないフリーアドレス制を導入し、部門間におけるコミュニケーションの活性化に注力いたしました。また、管理部門の名称をサポートセンターへと改め、事業構造、仕組み、諸制度の変革やシステム化に向けた業務の見直しに着手し、準備を行ってまいりました。

まず、事業構造変革の第一歩として、安定した収益が見込める「金の蔵」「月の雫」および今後の成長が期待できる「アカマル屋」への積極的な資源集中をはかるとともに、「東方見聞録」から「金の蔵」や「月の雫」への統廃合等、業態・店舗の再編に取り組んでまいりま

した。

女性のお客様からご支持いただいている「月の雫」については、時代の流れを踏まえて、業態コンセプトのあり方を見直し、非日常空間の再創出を目的として「脱居酒屋」に向けた施策を講じてまいりました。特に、メニューについては、お客様に湯葉からお豆富までを卓上で作っていただく体験型メニューを導入したほか、食事性メニューの充実をはかりました。

若年層から気軽さや使いやすさをご支持いただいている「金の蔵」については、さらなるお客様数増加に向け、平日にご来店されるお客様を確保することを目的として、曜日・時間帯別によって移ろうお客様ニーズに対応するきめ細やかな販促施策や、新たなお客様層の確保を目的にスマホゲームとのコラボレーション企画を実施いたしました。

また、一部店舗の深夜営業時間短縮やセルフ式飲み放題のトライアル導入等、１店舗１店舗の効率や収益性に目を向けた諸策を講じてまいりました。

こうした構造転換やオペレーションの改善等に取り組む中、人事施策として、次代を担う経営人材育成のためのジョブローテーションや新たなポジションへの積極的な登用を行ったほか、店舗で働くアルバイトクルーに「仕事を通じて働く喜び」「仕事を通じて成長する喜び」を再認識してもらい、店舗の活性化をはかることを目的としたアルバイトクルーによるアルバイトクルーのためのフェスティバル（第４回「さんくるFes」）を実施いたしました。

当期における直営店舗の出退店につきましては、「アカマル屋」を２店舗、新たな市場ニーズに対応するブランドとして、蕎麦酒場「ゑびや」を１店舗、「バリバリ鶏」を１店舗出店いたしました。他方で駅前再開発や契約満了等により、４店舗を閉店いたしました。

以上の取り組みにより売上高は、134億36百万円（前年同期比2.2％減）となりました。営業利益につきましては、原材料価格の高騰や人件費の上昇もあり、23百万円（同91.4％減）、経常利益は42百万円（同86.8％減）の利益となりました。当期純損失は、店舗の将来収益を再精査し、減損損失等を計上したことにより、２億98百万円（前年同期は当期純利益２億94百万円）となりました。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

区　　分	第　40　期 (平成28年６月期)		第41期(当事業年度) (平成29年６月期)		前事業年度比	
	金　　額	構成比	金　　額	構成比	金　　額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
金の蔵・黄金の蔵	8,276,869	60.2	8,062,950	60.0	△213,919	△2.6%
月の雫・東方見聞録・吉今	2,639,170	19.2	1,918,376	14.3	△720,794	△27.3%
アカマル屋・バリバリ鶏	853,404	6.2	1,349,091	10.0	495,686	58.1%
その他業態	1,975,790	14.4	2,106,453	15.7	130,663	6.6%

② 次期の見通し

景気は緩やかな回復基調が持続することが期待されるものの、引き続き想定困難な環境の変化等への懸念から、個人消費の不透明さは増すものと認識しており、外食業界を取り巻く環境は、依然として予断を許さない状況が続くことが予想されます。

このような状況下、第41期より取り組んでまいりました店舗主導型経営の実現に向けて、新たな中期経営計画を策定し、３年後に飛躍するために事業構造・仕組み・組織風土の変革に取り組んでまいります。

次期においては、質的転換を伴った成長をするための「経営基盤となる土台作りの期」と位置づけ、徹底してこれを推し進めてまいります。

以上により、売上高140億円（当期比4.2%増）、営業利益１億50百万円（当期比548.2%増）、経常利益１億80百万円（当期比320.2%増）、当期純損失１億円（当期は２億98百万円の当期純損失）を見込んでおります。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、新規出店によるものを中心に、6億66百万円であります。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑥　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑦　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑧　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区　　分	第 38 期 (平成26年６月期)	第 39 期 (平成27年６月期)	第 40 期 (平成28年６月期)	第 41 期 (当事業年度) (平成29年６月期)
売　上　高(千円)	19,374,566	14,492,623	13,745,235	13,436,871
経常利益または経常損失（△）(千円)	△2,102,027	14,210	324,470	42,838
当期純利益または当期純損失（△）(千円)	△4,735,984	△659,035	294,155	△298,366
１株当たり当期純利益または１株当たり（円）当期純損失（△）	△329.18	△45.81	20.45	△20.73
総　資　産(千円)	12,890,471	11,551,770	11,328,296	10,675,218
純　資　産(千円)	9,119,091	8,227,043	8,286,293	7,760,583

（注）当社は、平成26年１月１日付で普通株式１株に対し普通株式100株の割合で株式分割を行いました。第38期における１株当たり当期純損失の金額は、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する外食産業におきましては、「業種・業態の垣根のない新たな競争環境」が生まれていることに加え、「原材料価格の高止まり」「物流費の上昇」「人材採用難」「人件費の上昇」等が、大きな経営圧迫要因になっており、経営環境はますます厳しさを増しております。

この様な状況下におきまして“今まで”の事業認識ややり方にとらわれず、“今から”を見据えて、業種・業態を質的・構造的に進化させること、そして、慣れ親しんできた仕事のやり方・働き方を変えることが必須かつ喫緊の課題であるとの認識のもと、事業構造・仕組み・組織風土の変革に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成29年６月30日現在）

当社は、カジュアルで親しみやすい「金の蔵」、個室と手作り感を重視した「月の雫」に加え、焼き鳥をメインに据えた大衆酒場「アカマル屋」の各ブランドを柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等（平成29年６月30日現在）

本　　社　東京都中央区

店　　舗　直営店123店舗（東京都82店舗、神奈川県12店舗、千葉県８店舗、埼玉県11店舗、愛知県１店舗、大阪府９店舗）

(7) 従業員の状況（平成29年６月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
311名	５名減	36.4歳	4.6年

（注）従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在2,770名のアルバイトを雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　43,072,000株
(2) 発行済株式の総数　14,387,000株
(3) 株主数　22,941名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
平林隆広	2,766,000株	19.2%
有限会社神田コンサルティング	1,530,000	10.6
平林実	1,432,500	9.9
平林登志子	1,166,000	8.1
平林実人	1,048,000	7.2
アサヒビール株式会社	623,500	4.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	175,000	1.2
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	80,000	0.5
宝酒造株式会社	77,100	0.5
日本生命保険相互会社	40,000	0.2
株式会社マルゼン	40,000	0.2
麒麟麦酒株式会社	40,000	0.2

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

① 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平　林　隆　広	有限会社神田コンサルティング取締役
取　締　役	中　里　友　彦	執行役員営業本部長兼商品本部長
取　締　役	長　澤　成　博	
取　締　役	桝　田　　直	株式会社SWING GROW代表取締役
取　締　役	和　田　弘　嗣	和田事務所代表
常勤監査役	中　村　弘　樹	
監　査　役	宮　川　勝　之	東京丸の内法律事務所パートナー
監　査　役	若　林　利　明	有限会社若林リサーチ代表取締役
監　査　役	岩　橋　　修	公益財団法人警察育英会専務理事 株式会社タクマ取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役桝田直、和田弘嗣の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮川勝之、若林利明、岩橋修の３氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮川勝之氏は、弁護士としての長年の経験により会社法制に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役若林利明氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岩橋修氏は、長年にわたり警察関連の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有するものであります。
6. 取締役桝田直、和田弘嗣、監査役若林利明の３氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 取締役桝田直氏は、スギホールディングス株式会社の代表取締役社長を平成29年５月23日付で任期満了により退任しております。なお、同社と当社の間には特別な関係はありませんでした。
8. 中村元昭氏は、平成29年５月17日付で取締役（執行役員商品本部長）を辞任により退任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	６名 （２）	60,843千円 (8,500)
監査役 （うち社外監査役）	４ （３）	20,950 (12,600)
合計 （うち社外役員）	１０ （５）	81,793 (21,100)

（注）1.　上記には、平成29年５月17日をもって辞任した取締役１名が含まれております。
2.　取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3.　取締役の報酬限度額は、平成19年９月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4.　監査役の報酬限度額は、平成20年９月25日開催の第32期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況および当該法人等と当社との関係

- 取締役桝田直氏は株式会社SWING GROWの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- 取締役和田弘嗣氏は和田事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役宮川勝之氏は東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役若林利明氏は有限会社若林リサーチの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役岩橋修氏は公益財団法人警察育英会の専務理事、株式会社タクマの社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同法人および同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　桝　田　　直	当事業年度に開催された取締役会14回中、13回に出席し、経験豊かな経営者の観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
取締役　和　田　弘　嗣	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、人事戦略的な観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　宮　川　勝　之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　若　林　利　明	当事業年度に開催された取締役会14回中、13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回中、13回に出席し、幅広い経験を踏まえた客観的見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　岩　橋　　修	当事業年度に開催された取締役会14回中、13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回中、13回に出席し、警察行政の経験に基づくリスクマネジメントの観点から、議案に対して適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名　　称　　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の監査業務に係る報酬等の額　　20百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　20百万円

(注)1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査計画の内容ならびに同業他社および同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項以外の非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 過去２年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月間（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」、「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員および全従業員の行動規範とし、実効性ある内部統制の構築を推進する。

② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。

③ 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。

④　社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。
⑤　「行動基準」、「企業倫理綱領」および「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

①「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録して、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。
②　取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
③　取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役および執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価・分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。
②「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害、および風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、サポートセンターが事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処する。
③　食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。
④　食の品質、安全、コンプライアンス、環境および情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」、「情報管理規程」等を制定する。
⑤　ITの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ITを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、IT監査をはじめとする適切な管理体制とITコンティンジェンシープランの整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応するべく毎年度見直しを行う。

② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別および子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。

③ 取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。

④ 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。

⑤ 業界や取引先のITへの対応状況および社内のIT利用状況を理解し、内部統制におけるIT全般統制およびIT業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリクスを参考に「店舗マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。

② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットライン）の子会社への適用および当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性および適正性を確保ならびに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備および運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役会に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動および評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

② 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査役会の指示事項を優先的に処理する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役会は、取締役および使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。

② 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定する。

③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況およびその内容を監査役にすみやかに報告する。

④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正直な報告が義務付けられる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。
② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
③ 監査役が、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、また、社内各部門および各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」および「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期は、法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止し、的確な管理・対応の方法を検討することで改善につなげ、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的とし、「リスクマネジメント委員会」を開催いたしました。また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、「コンプライアンス・ホットライン」を当社指定の法律事務所に設置し、従業員からの法令等の違反に関する通報を受け付けております。さらに、働きやすい環境作りを目的とし、「労務ホットライン」を当社指定の社会保険労務士事務所に設置することにより、就業環境の変化に速やかに対応できる体制を整備しております。なお、通報のあった事項につきましては、適切な対応ならびに監査役への報告を定期的に行っております。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の状況

取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。

(2) 監査役の職務の執行について

① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。
② 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期報告を行っております。

(3) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、組織監査、業務監査、会計監査、関係会社監査および店舗監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して取引先との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、新規取引先に対しては反社会的勢力への該当の有無を調査する等、徹底的に反社会的勢力の排除に努めております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成29年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,087,701	**流動負債**	1,499,695
現金及び預金	3,394,463	買掛金	477,334
売掛金	151,597	未払金	165,884
原材料	36,268	未払費用	504,632
前払費用	297,879	未払法人税等	91,246
未収還付法人税等	6,697	未払消費税等	26,787
その他	200,793	前受金	11,871
固定資産	6,587,517	預り金	17,478
有形固定資産	2,919,176	前受収益	150,963
建物	1,799,000	資産除去債務	810
工具、器具備品	177,480	その他	52,688
土地	942,695	**固定負債**	1,414,939
無形固定資産	75,224	繰延税金負債	131,889
商標権	7,730	退職給付引当金	134,414
ソフトウェア	67,347	資産除去債務	843,756
その他	145	その他	304,879
投資その他の資産	3,593,117	**負債合計**	2,914,635
関係会社株式	33,000	**純資産の部**	
出資金	30	**株主資本**	7,760,583
長期貸付金	817	資本金	2,390,503
差入保証金	3,248,571	資本剰余金	2,438,802
その他	317,738	資本準備金	2,438,802
貸倒引当金	△7,040	利益剰余金	2,931,277
		利益準備金	315
		その他利益剰余金	2,930,962
		別途積立金	3,100,000
		繰越利益剰余金	△169,037
		純資産合計	7,760,583
資産合計	10,675,218	**負債・純資産合計**	10,675,218

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		13,436,871
売上原価		3,490,520
売上総利益		9,946,350
販売費及び一般管理費		9,923,210
営業利益		23,140
営業外収益		
受取利息及び配当金	170	
受取賃貸料	23,725	
受取保険金	673	
貸倒引当金戻入額	44	
雑収入	14,738	39,352
営業外費用		
賃貸費用	7,222	
雑損失	12,431	19,654
経常利益		42,838
特別利益		
固定資産売却益	521	521
特別損失		
固定資産除却損	2,247	
減損損失	282,131	
その他	27,653	312,032
税引前当期純損失		△268,672
法人税、住民税及び事業税	38,740	
法人税等調整額	△9,045	29,694
当期純損失		△298,366

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年８月16日

株式会社三光マーケティングフーズ
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成 ㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三光マーケティングフーズの平成 28 年７月１日から平成 29 年６月 30 日までの第 41 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する

ために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの第 41 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年８月18日

株式会社三光マーケティングフーズ　監査役会

常勤監査役　中村弘樹　㊞

監査役　宮川勝之　㊞

監査役　若林利明　㊞

監査役　岩橋修　㊞

（注）　監査役宮川勝之、監査役若林利明及び監査役岩橋修は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、収益力の向上および財務体質の改善を図りながら、長期的かつ安定した配当および利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、基本方針、当事業年度の業績、今後の事業展開および経営環境等を勘案し、下記のとおり１株につき８円とさせていただきたく存じます。

また、配当を実施するため、別途積立金の一部取崩しのご承認をお願いするものであります。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　金８円

配当総額　金115,096,000円

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年９月22日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金　金1,000,000,000円

②　増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　金1,000,000,000円

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役５名全員は任期満了となりますので、より安定した経営基盤作りを推進するため１名を増員し、取締役計６名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひら　ばやし　たか　ひろ 平　林　隆　広 （昭和49年11月25日生）	平成10年６月　当社入社 平成10年６月　取締役 平成13年６月　取締役総務部長 平成14年４月　常務取締役社長室長 平成14年６月　有限会社神田コンサルティング取締役（現任） 平成14年７月　常務取締役営業本部長 平成16年１月　代表取締役専務取締役営業本部長兼開発本部長 平成16年７月　代表取締役専務取締役営業本部長兼営業推進本部長 平成17年７月　代表取締役専務取締役営業本部長 平成20年６月　代表取締役専務取締役営業ユニット担当 平成20年７月　アジアンエイト株式会社（現　当社）代表取締役 平成23年５月　代表取締役専務取締役開発本部長 平成25年９月　代表取締役社長開発本部長 平成26年７月　代表取締役社長（現任）	2,766,000株
	【取締役候補者とした理由等】 経営全般において、これまでの当社を牽引してきた実績を踏まえ、今後の事業拡大・企業価値向上に向け、適任であると判断したためであります。		
2	なか　ざと　とも　ひこ 中　里　友　彦 （昭和49年９月19日生）	平成２年３月　株式会社バーミヤン（現　株式会社すかいらーく）入社 平成14年10月　当社入社 平成18年１月　営業本部地区長 平成23年３月　第４営業部チーフエリアマネジャー 平成23年８月　第５営業部長 平成24年５月　東京チカラめし事業部長 平成25年４月　執行役員東京チカラめし事業部長 平成26年１月　執行役員営業本部長 平成26年９月　取締役執行役員営業本部長 平成26年10月　取締役執行役員居酒屋営業本部長 平成27年10月　取締役執行役員第一営業本部長 平成28年７月　取締役執行役員営業本部長 平成29年５月　取締役執行役員営業本部長兼商品本部長（現任）	500株
	【取締役候補者とした理由等】 長年にわたり当社の主要業態の運営や開発に携わっており、特に外食業界全般の営業部門および商品部門に関する深い知識、幅広い視点を持ち合わせていると判断したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 ※	とみかわ　けんたろう 冨川　健太郎 （昭和53年9月16日生）	平成15年10月　高野崇司法書士事務所入所 平成20年２月　当社入社 平成26年７月　人事総務部長 平成27年３月　社長室長 平成28年10月　執行役員社長室長 平成29年２月　執行役員社長室長兼サポートセンター長（現任）	200株
	【取締役候補者とした理由等】 当社入社以来、経営のサポート業務に従事しており、法務・コンプライアンスおよび広報IR等の幅広い部門において、会社全体を俯瞰できる豊富な経験と深い知見、実績を持ち合わせております。これらの経験・実績を活かして、今後の当社経営を担うことができると判断したためであります。		
4	ながさわ　なるひろ 長澤　成博 （昭和42年11月30日生）	平成９年10月　株式会社光通信入社 平成12年６月　同社経営管理本部法務統轄部長兼広報部PR担当部長 平成13年１月　ジェイフォン東日本株式会社（現　ソフトバンク株式会社）入社 平成15年６月　同社法務渉外本部法務グループリーダー 平成18年１月　同社法務渉外本部コンプライアンスグループリーダー 平成19年１月　当社入社　社長室長 平成19年９月　取締役社長室長 平成20年１月　取締役総合企画ユニット担当 平成22年12月　常務取締役経営管理ユニット長兼人事総務部長 平成23年３月　常務取締役営業本部長 平成23年５月　株式会社三光FCシステムズ（現　当社）代表取締役 平成24年８月　常務取締役経営管理本部長 平成25年２月　常務取締役執行役員経営管理本部長 平成26年10月　常務取締役執行役員日常食営業本部長 平成27年７月　常務取締役執行役員 平成28年９月　取締役（現任）	2,400株
	【取締役候補者とした理由等】 法務およびコンプライアンスに関する経験や知識を活かし、経営全般において、その役割を担ってまいりました。当社リスクマネジメントの観点から非常に重要であると判断したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	ますだ ただし 桝田 直 (昭和26年５月19日生)	昭和49年４月 ジャスコ株式会社（現 イオン株式会社）入社 平成15年４月 スターバックスコーヒージャパン株式会社代表取締役最高執行責任者 平成17年６月 株式会社コクミン代表取締役社長 平成19年９月 当社社外取締役（現任） 平成22年５月 スギホールディングス株式会社代表取締役社長 平成29年６月 株式会社SWING GROW代表取締役（現任）	０株
	【社外取締役候補者とした理由等】 小売業ならびに経営トップとして培ってきた知識、経験等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したためであります。		
6	わだ ひろつぐ 和田 弘嗣 (昭和29年７月15日生)	昭和53年４月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）入社 昭和61年10月 マスターフーズ株式会社（現 マースジャパン株式会社）入社 平成５年10月 日本メドトロニック株式会社入社 平成10年４月 同社取締役人事・総務本部長 平成10年12月 株式会社BMGファンハウス入社 平成11年10月 同社取締役ＨＲ本部長 平成13年12月 日本ポール株式会社入社 平成15年１月 同社執行役員人事・法務・総務・広報担当 平成17年１月 同社グループアジア/パシフィック（Pall Asia & Pacific）代表 平成18年２月 株式会社ファーストリテイリング入社 グループ執行役員人事担当 平成21年８月 株式会社アデランス・ホールディングス（現 株式会社アデランス）入社 執行役員人事担当 平成24年４月 和田事務所代表（現任） 平成25年９月 当社社外取締役（現任）	０株
	【社外取締役候補者とした理由等】 人事領域を中心に、経営陣の一員として培ってきた知識、経験等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したためであります。		

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 長澤成博氏は、非業務執行取締役候補者であります。
4. 桝田直氏と和田弘嗣氏は、社外取締役候補者であり、当社は、両氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

5.　桝田直氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年であります。
6.　和田弘嗣氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年であります。
7.　　当社は、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めており、取締役候補者である長澤成博氏ならびに社外取締役候補者である桝田直氏および和田弘嗣氏との間で、会社法第423条第１項の責任につき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。長澤成博氏、桝田直氏および和田弘嗣氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：**ハイアットリージェンシー東京**
地下１階「センチュリールーム」
東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ＴＥＬ　０３－３３４８－１２３４

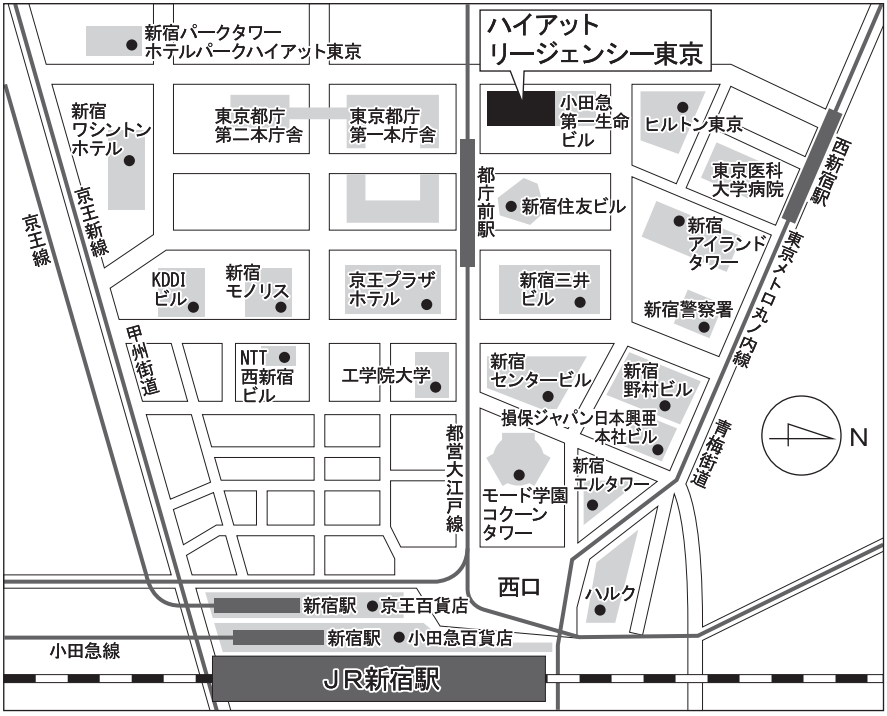

交通　○都営地下鉄大江戸線　都庁前駅より徒歩３分（Ａ７出口）
ＪＲ　新宿駅西口より徒歩12分（地下通路を都庁方面へ直進）
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅より徒歩７分

※当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。